

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－⑰)

政策分野名 【施策名】	森林の有する多面的機能の発揮					担当部局名	林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/経営企画課/業務課/企画課】				
政策の概要 【施策の概要】	全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活に維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備し、保全しなければならない。 従って、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進する。					政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展				
政策に関係する内閣の重要政策	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定) 第2 事業の目標及び事業量 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第2 食料自給率の目標 1 食糧自給率					政策評価 実施予定時期	令和2年8月				
施策(1)	面的なまとまりを持った森林経営の確立										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、森林の多面的機能の発揮を確保していくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。このため、施策の集約化や林地の集約化等により森林経営計画※1に基づく森林施策を一層推進する。また、多様で健全な森林整備のため、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	施策集約化※2等の推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 民有林における森林経営計画※1の作成率	26%	平成25年度	60%	令和2年度	40%	45%	50%	55%	60%	S ↑ 一直	
					31%	30%	29%(暫定値)				森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立に向けて、意欲ある者への長期的な施策委託等により森林経営計画を作成し、施策の集約化を推進する必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(5%/年)で向上させ、令和2年度までに60%まで増加させることとした。
目標② 【達成すべき目標】	多様で健全な森林への誘導										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合	0.8%	平成25年度	2.8%	平成30年度	2.0%	2.4%	2.8%	—	—	S ↑ 一差	
					1.5%	1.8%	2.0%(暫定値)				多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.4%/年)向上させ、平成30年度までに2.8%に増加させることとした。

施策(2)		再造林等適切な更新の確保									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎え、今後、主伐の増加が見込まれる状況にあることを踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図る必要がある。このため、主伐後の確実な更新を図るための造林コストの低減、優良種苗の確保、野生鳥獣による森林被害対策等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		造林コストの低減									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
再造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗(ア) ^{※3} や成長に優れた苗木による植栽、低密度による植栽を行った面積の割合	11%	平成27年度	30%	令和2年度	15%	19%	23%	27%	30%	F↑－差	植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一貫作業システムの導入、②コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、③低密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、毎年度の造林面積に対する上記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和2年度までに30%まで増加させることとした。
					14.6%	20.0%	25.1%(暫定値)				
目標② 【達成すべき目標】		種苗の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
コンテナ苗生産事業者のうち、一定規模以上のコンテナ苗生産能力がある事業者の割合(ア)	19%	平成27年度	50%	令和2年度	25%	31%	38%	44%	50%	S↑－差	主伐後の再造林の増加が予想される中、再造林を確実に実施していくためには、苗木の生産拡大と安定供給が不可欠である。このため、植栽の作業効率や通年の活着率が高く、伐採・造林一貫作業システムに適するコンテナ苗を一定規模以上生産する能力(およそ5万本/年生産)がある事業者の割合を増やすことを指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(6.2%/年)向上させ、令和2年度までに50%まで増加させることとした。
					25%	23%	28%(暫定値)				
目標③ 【達成すべき目標】		野生鳥獣による被害対策の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカ被害発生面積が減少した市町村の割合(ア)	－	－	対前年度以上	各年度	－	－	－	対前年度以上	対前年度以上	F↑－直	再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。 こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された(平成29年度施行)ところである。 このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。 ※「実績値」については、評価書実施時期までに評価対象年度の実績値の把握が困難なことから前年度実績値を用いて評価を行う。
					－	－	53%				

施策(3)		適切な間伐 ^{※4} 等の実施										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の着実な発揮を図るためには、間伐等の適切な森林整備を進めていく必要がある。このため、引き続き間伐等の適切な森林整備を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		水源涵養機能等の維持増進										
(ア)	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能 ^{※5} /土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	73.61%	平成25年度	77.78%	平成30年度	76.11%	76.95%	77.78%	－	－	S ↑－差	
						70.45%	69.12%	67.71% (暫定値)				地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林 ^{※6} の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定割合(約0.84%/年)向上させ、平成30年度までに77.78%まで増加させることとした。
施策(4)		路網整備の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備し、又は現在の路網を維持するなど指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。										
目標① 【達成すべき目標】		路網整備による森林資源の利用促進										
(ア)	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
	生産性の高い林業経営の確立に必要な不可欠な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量	14億6千万 m ³	平成26年度	23億4千万 m ³	令和7年度	16億2千万 m ³	17億m ³	17億9千万 m ³	18億7千万 m ³	19億5千万 m ³	S ↑－差	
						16億14百 万m ³	16億95百 万m ³	17億74百 万m ³ (暫定値)				戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。このため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」における令和7年までの望ましい路網延長(林道等:24万km、森林作業道:23万km)を達成した場合、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量が23億4千万m ³ となることを踏まえ、林道等の整備を各年度一定量(約1.5万km/年)実施することとし、平成26年度の14億6千万m ³ から令和2年度の19億5千万m ³ まで増加させることとした。

施策(5)		国土の保全等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		集中豪雨等による激甚な山地災害や松くい虫などの森林病虫害等の被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資することが必要である。このため、事前防災・減災対策としての治山事業の推進による山地災害の防止、松くい虫被害先端地における防除対策の重点化や地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置等の対策を引き続き推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		山地災害等の防止										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数		54.7千集落	平成25年度	58.0千集落	平成30年度	56.7千集落	57.3千集落	58.0千集落	—	—	S↑－差	近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定)」に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約6百集落/年)向上させ、平成30年度までに5万8千集落まで増加させることとした。
(イ) 適切に保全されている海岸防災林等の割合		98%	平成25年度	100%	平成30年度	99%	99%	100%	—	—	S↑－他	安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定)」に掲げる海岸防災林等の延長約7,400Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、平成30年度までに概ね100%まで増加させることとした。 なお、東日本大震災に伴う津波により被災した海岸防災林で復旧が必要な延長164Kmについては、復興工程表に基づき令和2年度までに復旧を図ることになっており、進捗状況については別途参考として記載する。
目標② 【達成すべき目標】		森林病虫害等の被害の防止										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 保全すべき松林※7の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合		71%	平成26年度	100%	令和2年度	81%	86%	90%	95%	100%	F↑－直	松くい虫被害は強い伝染性を持つものであり、一旦微害化し防除対策を軽減した地域等で再び被害が激化するおそれがあることから、防除を確実に実施する必要がある。このため、被害対策の進捗について適確に把握し、着実な防除実施を図るため、松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑える都府県の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定割合(約5%/年)向上させ、令和2年度までに100%とすることとした。
(イ) 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合		—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	F＝－直	松林の公益的機能の確保や防除に係るコストを踏まえつつ、新たに松くい虫被害が発生した市町村において、早期の段階で徹底的に防除を行う必要がある。このため、新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合を指標として設定し、関連施策を推進する。 各年度の目標値については、新たに被害が発生した全市町村でまん延防止措置を実行することとした。
(ウ) 高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合		—	—	100%以上	各年度	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	F＝－直	高緯度・高標高の被害先端地域は被害が未被害地へ拡大しやすいという特徴があり、被害のまん延の防止が必要である。このため、高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合の比率を指標として設定して関連施策を推進する。 各年度の目標値は、被害先端地域の市町村での平均被害率が全国の平均被害率を下回った場合である100%以上とすることとした。

施策(6)		山村振興・地方創生への寄与									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地方創生が喫緊の課題となる中、我が国の森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然として厳しい状況に置かれている。このため、森林資源を活かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保、生活環境の整備等による定住促進などの推進やきのこをはじめとする特用林産物の生産振興等の地域資源の発掘と付加価値向上を図り、生産・販売力を強化する6次産業化等の取組を推進し、山村の振興を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		山村における就業機会の創出や都市との交流等の促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 全国の振興山村地域 ^{※8} の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口、(3)地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合(前年比)	－	－	対前年度比 100%以上	毎年度	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	F＝一直	山村の振興に向けて、森林資源を活かした産業育成による就業機会と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにしていくことが重要である。このため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額について、いずれかが維持または向上した市町村の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値は、前年度と当年度との比率を算出し前年度比100%以上とすることとした。
(イ) 国産きのこの生産量	46万トン	平成25年度	46万トン	令和7年度	46万トン 46万トン	46万トン 46万トン	46万トン 46.8万トン (暫定値)	46万トン	46万トン	F＝一直	きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していく必要がある。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の46万トンとした。
施策(7)		国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		森林整備や木材利用を推進していくことは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながることから、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくことが重要であり、その気運を醸成していくことが必要である。このため、多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携強化の促進と環境教育等の充実を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		多様な主体による森林づくり活動の促進と森林環境教育等の充実									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 「フォレスト・サポーターズ」 ^{※9} の登録件数	3万9千件	平成24年度	6万2千件	令和2年度	5.0万件 5.5万件	5.3万件 5.7万件	5.6万件 6.2万件	5.9万件	6.2万件	S↑－差	多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、国民一人ひとりが、それぞれの立場、可能な方法で、日常の業務や生活の中で、自発的に森林の整備等に取り組む「フォレスト・サポーターズの登録件数」を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(3千件/年)向上させ、令和2年度までに6万2千件へと増加させることとした。
(イ) 森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合	52%	平成22年度	82%	令和2年度	70% 78%	73% 73%	76% 69%	79%	82%	F↑－一直	多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、「森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合」を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、令和2年度までに森林づくりに新たに取り組むことへ興味・関心のある企業及び現在興味関心はないものの将来的にはあり得るとした企業の割合である30%を基準値に加えた82%を最終目標値として、各年度一定割合(3%/年)向上させることとした。
(ウ) 森林ボランティア団体数	2,800団体	平成20年度から平成24年度の平均値	対前年増	毎年度	対前年増 4,168団体	対前年増 4,180団体	対前年増 4,219団体	対前年増	対前年増	S↑－一直 (定性)	多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による、森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、直接的に森林づくり活動に取り組んでいる団体や、森林づくりを森林環境教育の一環として実施したり、山村住民と都市住民の交流や地域づくりのきっかけとして活用している「森林ボランティア団体数」を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、前年度実績値よりも増加させることとした。

施策(8)		国際的な協調及び貢献										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		世界における持続可能な森林経営を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図る必要がある。このため、持続可能な森林経営に向けた国際的な政策対話や取組に積極的に参画し貢献するとともに、開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組を支援するため、我が国が有する知見や人材等を活用し、多国間・二国間の連携、官民の連携等、多様な枠組みを通じた国際協力を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		国際協力の推進										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 持続可能な森林経営※10を推進する国際協力プロジェクト数		139件	平成27年度	153件	令和2年度	142件	145件	148件	150件	153件	S ↑ 一直	世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向けて我が国が実施した国際協力プロジェクトの数(①林野庁補助・委託事業、国際機関への提出による国際協力プロジェクト、②JICAによる国際協力プロジェクト、③民間企業やNGO・NPOによる国際協力プロジェクトの合計数)を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、今後5年間で10%(毎年度2%)増加させることとした。
						146件	152件	153件				
政策手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
		27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]								
(1) 森林病虫害等防除法 (昭和25年)		-	-	-	-	(5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(ウ)	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。					-
(2) 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)		-	-	-	-	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国有林野の適切かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。					-
(3) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)		-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (2)-③-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(ウ) (6)-①-(ア) (6)-①-(イ)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。					-
(4) 森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)		-	-	-	-	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。					-

(5)	森林法(保安林制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講じることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(6)	森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(7)	地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	-	(5)-①-(ア)	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。	-
(8)	分収林特別措置法 (昭和33年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(9)	森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(10)	林業種苗法 (昭和45年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(11)	森林の保健機能の増進に関する特 別措置法 (平成元年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施策等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(12)	緑の募金による森林整備等の推進 に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(7)-①-(ウ)	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	-
(13)	森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ) (5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (6)-①-(ア) (6)-①-(イ) (7)-①-(ア) (7)-①-(イ) (7)-①-(ウ) (8)-①-(ア)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(14)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30- 3,7,8,12,14,15,16,18,19,22)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(6)-①-(ア)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施策集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0204
(15)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,14,15,22)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	87,427の 内数 (87,348の 内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	75,039 の内数	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。 本支援により農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化のための予防治山、路網整備等を推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、山地災害等の防止に寄与する。	0122

(16)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:30-12,14,22)	13,001 (10,899)	10,395 (10,269)	9,715 (9,608)	10,350	(2)-(3)-(ア) (5)-(2)-(ア) (5)-(2)-(イ) (5)-(2)-(ウ)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 本交付金により、被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	0201
(17)	地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (主、関連:30-12)	169 (136)	163 (128)	145 (138)	141	(1)-(1)-(ア) (1)-(2)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	都道府県に対して森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や集約化等に必要な森林所有者情報の管理体制の整備について支援。 このことにより、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、効率的な間伐等の推進が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	0211
(18)	森林病虫害等被害対策 (昭和23年度) (主、関連:30-12)	870 (862)	869 (847)	718 (711)	718	(5)-(2)-(ア) (5)-(2)-(イ) (5)-(2)-(ウ)	森林病虫害等による被害対策として被害のまん延を防止するため、東北地方の県境付近において農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業等を実施するとともに、都道府県が行う森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助し、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	0212
(19)	森林整備事業(補助) (平成25年度) (主、関連:30-12)	33,067 (32,949)	31,890 (31,607)	28,447 (28,363)	23,103	(1)-(2)-(ア) (2)-(1)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備等に対する補助。 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、造林コストの低減、木材等の林産物の供給等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保(平成25年から平成32年の平均・平成2年度を基準)の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。	0226
(20)	治山事業(補助) (昭和23年度) (主、関連:30-12)	25,401 (25,347)	27,544 (27,346)	24,387 (24,278)	22,950	(5)-(1)-(ア) (5)-(1)-(イ)	都道府県に対して、治山事業の実施に要する経費を支援。 これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与する。	0213
(21)	保安林整備事業委託費 (昭和27年度) (主、関連:30-12)	333 (331)	333 (329)	331 (330)	331	(5)-(1)-(ア) (5)-(1)-(イ)	都道府県に対し、農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等を委託し、必要な経費を支払う。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	0214
(22)	保安林及び保安施設地区補償金 (昭和34年度) (主:関連:30-12)	125 (111)	125 (113)	119 (111)	119	(5)-(1)-(ア) (5)-(1)-(イ)	保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し、農林水産大臣が支払う補償金。 森林法に基づく保安林等の指定は、公権をもって伐採制限を課すことにより、森林所有者等の財産権を制約するものであることから、本措置により、一定の補償を行うことで、保安林等の適切な指定が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	0215
(23)	森林整備事業(国研) (昭和36年) (主、関連:30-12)	26,226 (26,226)	28,229 (28,229)	28,132 (28,132)	29,374	(1)-(2)-(ア) (2)-(1)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。 土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人 森林研究・整備機構が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。 本事業の実施により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。	0216
(24)	保安林整備事業費等補助金 (昭和37年度) (主、関連:30-12)	33 (29)	33 (29)	31 (28)	31	(5)-(1)-(ア) (5)-(1)-(イ)	保安林指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し都道府県が支払う補償金等への補助を行う。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	0217
(25)	森林経営計画認定事業委託費 (昭和44年度) (主:関連:30-12)	4 (0.5)	4 (0.1)	1 (0.3)	1	(1)-(1)-(ア) (1)-(2)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	森林経営計画の認定を農林水産大臣が行う場合、必要な現地調査等を国に替わって、都道府県に委託して実施。 本措置により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	0218
(26)	特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10	(1)-(2)-(ア) (2)-(2)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	林業種苗法第8条に基づき特別母樹(林)として指定することにより、当該森林所有者等が本来得られるであろう所得の損失を補償する。 実用種穂の採取源を改良するため、特別母樹(林)は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を、林業種苗法第4条に基づき、農林水産大臣が指定し公共の目的に供することとしたことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0219
(27)	森林整備活性化資金利子補給金 (平成6年度) (主)	9 (9)	5 (5)	2 (2)	2	(1)-(1)-(ア) (1)-(2)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	林業者に対し、森林整備に要する経費を長期無利子で融資。 本支援より、林業経営の改善、経営規模の拡大などにより効率的かつ適切な森林整備を実施する林業者に対し、無利子で事業費を貸し付け、金利負担を軽減することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営がなされ、多様な樹種や階層なる森林への誘導面積等の増加に寄与する。	0220
(28)	森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (主、関連:30-12)	277 (266)	243 (242)	272 (272)	272	(1)-(2)-(ア) (3)-(1)-(ア) (4)-(1)-(ア)	京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析を行うとともに、算定・報告に対する国際審査に対応するための技術的課題の分析・検討等を行う。また、パリ協定の下での森林分野の計上ルール交渉に向けて算定ルール開発及び各国との戦略的対話を行う。 国際約束である我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成状況の算定・報告のために必要不可欠な事業であり、京都議定書に基づく森林吸収量の把握を通じて、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0222

(29)	幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	182 (182)	125 (125)	114 (114)	92	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国立研究開発法人 森林研究・整備機構に対して、緑資源幹線林道事業の廃止に際しての、当該林道事業を道県等に円滑に移行するために、受益者からの賦課金等の徴収及び借入金等の償還及び利払い、並びに賦課金の再調整等による混乱を生じさせることがないように関係道県の要望も踏まえ、国の責任において確実に対応するための交付金。 既設幹線林道の道県等への円滑な移管が可能となることにより、適切な森林整備が推進し、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0223
(30)	花粉発生源対策推進事業 (平成21年度) (主、関連:30-12)	109 (96)	86 (86)	125 (121)	115	(2)-②-(ア)	花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等に対して支援する。 これにより花粉の少ない森林への転換を進め、国民の3割が罹患していると言われる花粉症の緩和に寄与する。	0224
(31)	世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主、関連:30-12)	-	-	-	57	(1)-②-(ア)	ユネスコ世界遺産委員会からの勧告等への対応として、小笠原諸島において外来樹木対策として在来樹木の植栽による森林修復手法の開発、奄美大島等において森林生態系の保全に配慮した管理手法の検討に対して支援する。 これにより、世界自然遺産及びその推薦地等の管理を維持し、世界的に価値のある日本の森林生態系を永続的に適切な状態で保全することに寄与する。	新30-0020
(32)	森林・山村多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主、関連:30-12)	2,500 (2,470)	2,460 (2,355)	1,700 (1,525)	1,501	(3)-①-(ア) (6)-①-(ア) (7)-①-(ウ)	地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用、活動の実施に必要な路網等の機能強化、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対して支援する。 これにより、山村地域の活性化や国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	0230
(33)	森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (主、関連:30-12)	304 (304)	306 (306)	304 (304)	305	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	我が国の森林全域を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施。 全国の森林を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施することにより、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等に配慮した土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0225
(34)	市町村森林所有者情報活用推進事業 (平成29年度) (主、関連:30-12) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑦】	-	-	153 (145)	160	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備等を支援することにより、森林計画制度に基づく指導・助言や森林経営の受委託に係る情報提供等の市町村事務的確な実施、森林組合や林業事業者等の担い手による施業の集約化による効果的な間伐等が推進され、水源涵養機能、山地災害防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等生産機能などの森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	0238
(35)	森林整備事業(直轄) (平成25年度) (主、関連:30-12)	62,145 (60,598)	62,464 (60,031)	64,453 (62,223)	57,831	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国による直轄事業により、国有林野における間伐等の森林の整備や、それに必要となる路網の整備等を実施。 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、平成25年から平成32年までの8年間における国際的算入上限である年平均3.5% (1990年度総排出量比) の森林吸収量の確保に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。	0227
(36)	治山事業(直轄) (平成25年度) (主、関連:30-12)	27,519 (27,093)	27,168 (26,572)	26,864 (25,924)	24,068	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	国有林野(一部民有林)において、国による直轄事業により治山事業を実施。 これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与する。	0228
(37)	国有林野事業 (平成25年度) (主、関連:30-12,19)	11,949 (10,445)	11,275 (10,182)	11,769 (11,110)	11,689	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0229
(38)	優良種苗低コスト生産推進事業 (平成25年度) (主、関連:30-12)	73 (73)	102 (99)	138 (131)	100	(1)-②-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	人工林が本格的な利用期を迎える中、主伐後の再造林に必要な優良種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、種穂の確保、苗木の生産技術及び生産効率の向上に向けた取組等に対して支援を行う。 これにより、主伐後の再造林が確実に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用等に寄与する。	0232
(39)	国際林業協力事業 (平成25年度) (主、関連:30-12)	134 (132)	125 (118)	128 (127)	115	(8)-①-(ア)	二国間クレジット制度(JCM)における森林保全(REDD+)プロジェクトの実施ルール、森林劣化による炭素蓄積量変化の把握技術、森林保全(REDD+)プロジェクトの機会費用と便益の分析手法を開発し、普及する。 これにより、途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等(REDD+)に寄与する。	0231
(40)	分収林施業転換推進事業 (平成30年度) (主、関連:30-12)	-	-	-	60	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	林業公社等が管理している分収林について、契約期間満了後の林地の適切な更新を確保するため、本事業により、針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた合意形成や分収比率の見直しに向けた合意形成、所在不明者がある契約等における所在不明者の特定作業、相続者の権利関係の確認作業等の取組を進めることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	新30-0019

(41)	シカによる森林被害緊急対策事業 (平成27年度) (主、関連:30-17)	192 (9)	376 (310)	216 (210)	166	(2)-③-(ア)	シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ることにより、森林におけるシカ被害対策の推進に寄与する。	0236
(42)	REDD+推進民間活動支援事業 (平成27年度) (主、関連:30-12)	72 (69)	70 (70)	69 (69)	59	(8)-①-(ア)	我が国の民間企業等が二国間クレジット制度(JCM)を活用して途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等(REDD+)を実施する際の技術的課題を解決するために必要な手法の開発、民間企業等がREDD+を実施する際に必要となる情報を提供する。 これにより、民間企業等のREDD+への参入を促進し、開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与する。	0237
(43)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:30-18,19)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (2)-③-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(イ) (6)-①-(ア)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	0239
(44)	特用林産振興総合対策事業 (平成26年度) (関連:30-12,18)	25 (25)	25 (24)	33 (33)	18	(6)-①-(ア) (6)-①-(イ)	きのこ生産資材の安定供給体制構築、きのこ生産の維持・回復に向けた震災前と震災後の生産資材導入費の差額支援、効率的な竹林施業体系の構築、新規用途開拓など特用林産物の品目ごとの具体的な課題の早期解決に向けた取組に必要な経費を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産量の維持に寄与する。	0243
(45)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:30-12,18,19)	-	-	-	12,077	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (6)-①-(イ)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0024
(46)	スマート林業構築推進事業 (平成30年度) (関連:30-12,18)	-	-	-	210	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	都道府県や市町村、林業事業者等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援 これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与する。	新30-0022
(47)	木づかい・森林づくり推進事業 (平成27年度) (関連:30-12,19)	1,581 (1,554)	3,160 (3,124)	1,599 (1,588)	112	(7)-①-(ア) (7)-①-(イ)	木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組に対して支援。 本支援を通じ、木材利用や森林づくりについて、幅広く国民の理解と行動を促すことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0251
(48)	山林所得に係る森林計画特別控除 〔所得税:措法第30条の2〕 (昭和43年度)	国税<35> (<47>) 地方税 <78> (<104>)	国税<44> (<60>) 地方税 <95> (<124>)	国税<46> 地方税(99)	国税<49> 地方税<104>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(49)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 〔所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70〕 (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(50)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 〔所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73〕 (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(51)	特定土地区画整備事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 〔所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74〕 (昭和50年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特例措置を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(52)	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 〔相続税:措法第69条の5〕 (平成14年度)	<39> (<->)	<39> (<->)	<39> (<->)	<41>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-

(53)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の4] (平成24年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<160> (<->)	<151>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
(54)	計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税:措法第70条の8の2] (昭和42年度)	<0.1> (<->)	<0.1> (<->)	<0.1> (<->)	<0.1>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(55)	特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽減する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(56)	保安林の非課税 [不動産取得税:地法73条の4] (昭和29年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(57)	保安林の非課税 [固定資産税:地法348条の2第7号] (昭和25年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]			548,691 <113,292 の内数>	557,983 <132,742 の内数>	546,637 <107,595の内数>			
政策の執行額[百万円]			543,149 <112,660 の内数>	553,084 <129,997 の内数>				

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	507,387の 内数 (505,456 の内数)	567,469の 内数 (563,728 の内数)	572,466の 内数 (570,349 の内数)	495,701の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	昭和25年2月10日閣議決定に基づき、北海道開発に関する社会資本整備を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0414
(2) 【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	48,350の 内数 (47,074の 内数)	48,951の 内数 (48,662の 内数)	45,162の 内数 (44,647の 内数)	42,607の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	離島振興法に基づき、国が策定した「離島振興基本方針」を踏まえて各都県が策定した「離島振興計画」に位置づけられている各種公共事業の執行に充当。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0410
(3) 【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 (昭和29年度)	26,636の 内数 (26,344の 内数)	23,288の 内数 (22,912の 内数)	22,290の 内数 (21,888の 内数)	21,140の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	奄美群島振興開発特別措置法に基づき、鹿児島県が策定した「奄美群島振興開発計画」に基づく事業について、同法第6条の規定に基づき、国の負担及び補助の割合を嵩上げて支援をしている(公共事業会計費の地域一括計上)。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0411
(4) 【参考:内閣府より】 治山事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	326の内数 (321の内 数)	322の内数 (303の内 数)	282の内数 (248の内 数)	290の内数	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	災害の防止、軽減を図るため、山腹崩壊地等の山地の復旧整備や季節風等から住宅、農地等を保全するための防風林等の整備等を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、国土の保全等の推進に寄与する。	内-0069
(5) 【参考:内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	328の内数 (325の内 数)	344の内数 (332の内 数)	330の内数 (311の内 数)	320の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林の有する多面的機能が維持、高度に発揮されるよう、植付け、下刈り、除伐、間伐等や松くい虫被害にあいにくい山林への改質・改良を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備等の推進に寄与する。	内-0068
(6) 【参考:復興庁より】 放射性物質対処型森林・林業再生 総合対策事業 (平成24年度)	4,095 (3,373)	5,129 (4,579)	4,828 (4,375)	3,185	-	森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等、放射性物質対処型林業再生対策を実施。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0095
(7) 【参考:復興庁より】 治山事業(直轄) (平成24年度)	2,448 (2,333)	3,881 (3,643)	2,965 (2,784)	3,214	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0096
(8) 【参考:復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	6,217 (5,969)	8,112 (8,026)	8,825 (8,777)	6,744	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0097
(9) 【参考:復興庁より】 森林整備事業(直轄) (平成25年度)	2,174 (2,017)	1,972 (1,716)	2,477 (1,913)	2,265	-	東日本大震災の被災地に所在する国有林野において、間伐等の適切な森林整備による「災害に強い森林づくりを進めるとともに、放射性物質の影響を受けた森林の整備に対する被災地のニーズを踏まえた事業を実施することにより、地域の森林・林業・木材産業の再生を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0098

	【参考：復興庁より】 (10) 森林整備事業（補助） （平成24年度）	2,741 (2,685)	2,638 (2,583)	2,509 (2,507)	3,545	－	原子力災害特有の課題である放射性物質の影響に対処するため、①「災害に強い森林づくり」として、放射性物質と一体となった間伐等やこれらの施業に必要な路網整備、②放射性物質の影響等により特に森林整備が進みがたい人工林において、公的主体による緊急的な間伐等（「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」）を実施することにより、豪雨等により森林から放射性物質を含む土壌が流出することを防止することを目的とする。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0099
	【参考：復興庁より】 (11) 森林整備事業（国研） （平成24年度）	455 (454)	422 (423)	483 (482)	505	－	放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等のうち、土地所有者自身の自助努力では適正な森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）が森林を造成することにより、公益的機能の発揮や放射性物質を含む土壌の流出防止等に寄与することを目的としている。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0100

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額（減収額）を記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3) 複数政策に関連する予算については、＜＞外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの実績報告により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等の実績報告により、当該年度において実施された誘導伐面積等を集計し、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において伐採と造林の一貫作業システム、コンテナ苗、成長に優れた苗木による植栽面積を集計し、実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H27基準値)÷(当該年度目標値-H27基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県を通じて把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H27基準値)÷(当該年度目標値-H27基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標③	指標(ア)	把握の方法	都道府県等を通じて把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値)÷(前年度実績値)×100 Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-当該年度すう勢値)÷(当該年度目標値-当該年度すう勢値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(4)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる森林の資源量を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H26基準値)÷(当該年度目標値-H26基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(5)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の集落に対する治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、機能が低下した海岸防災林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(海岸防災林等の延長-(機能が低下した海岸防災林等の延長-当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長))÷(海岸林等の延長)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%)=当年度実績(見込)値÷当年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

	目標②	指標(イ)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%)＝新たな被害が発生した市町村のうち措置を適切に実施した市町村数÷新たな被害が発生した市町村数×100 Aランク(おおむね有効):90%以上、Bランク(有効性の向上が必要である):50%以上90%未満、Cランク(有効性に問題がある):50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率の平均値以下に減少させる。 達成度合(%)＝全国の保全松林の被害率平均÷先端地域が存する都府県の保全松林被害率×100 Aランク(おおむね有効):90%以上、Bランク:50%以上(有効性の向上が必要である):90%未満、Cランク(有効性に問題がある):50%未満
施策(6)	目標①	指標(ア)	把握の方法	(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額のうちいずれかを満たす市町村の割合について、全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査を実施することにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	山村地域の活性化の状況について、指標(ア)の割合、指標(イ)の流域数の受益者数を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、上記(1)～(3)の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合との比率を算出する。 いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比(%)＝当該年度の割合(%)÷(前年度の割合)×100 Aランク(おおむね有効):90%以上、Bランク:50%以上(有効性の向上が必要である):90%未満、Cランク(有効性に問題がある):50%未満
		指標(イ)	把握の方法	特用林産基礎資料より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝(当年度実績(見込)値)÷(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(7)	目標①	指標(ア)	把握の方法	制度運営団体の情報により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(100%)＝(当該年度実績(見込)値-H24基準値)÷(当該年度目標値-H24基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	団体からの聞き取りにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	都道府県を通じて把握。
			達成度合の判定方法	A:(おおむね有効):前年度実績以上、B:(有効性の向上が必要である):基準値以上前年度実績未満、C:(有効性に問題がある):基準値未満
施策(8)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業の実績報告、JICA及び公益法人等を通じて把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	森林経営計画	森林法第11条の規定による、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注2	施業集約化	林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作成や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。
注3	コンテナ苗	容器の内面にリブ(縦筋状の突起)を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器(林野庁が開発したマルチキャビティコンテナや宮崎県林業技術センターが開発したMスターコンテナ等)で育成された苗木。
注4	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注5	山地災害防止機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。
注6	土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能推進森林に区分された育成林のうち、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等の人工林の適正管理等により、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれている森林。
注7	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注8	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注9	フォレスト・サポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の業務や生活の中で自発的に森林の整備や木材の利用に取り組む仕組み。
注10	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。